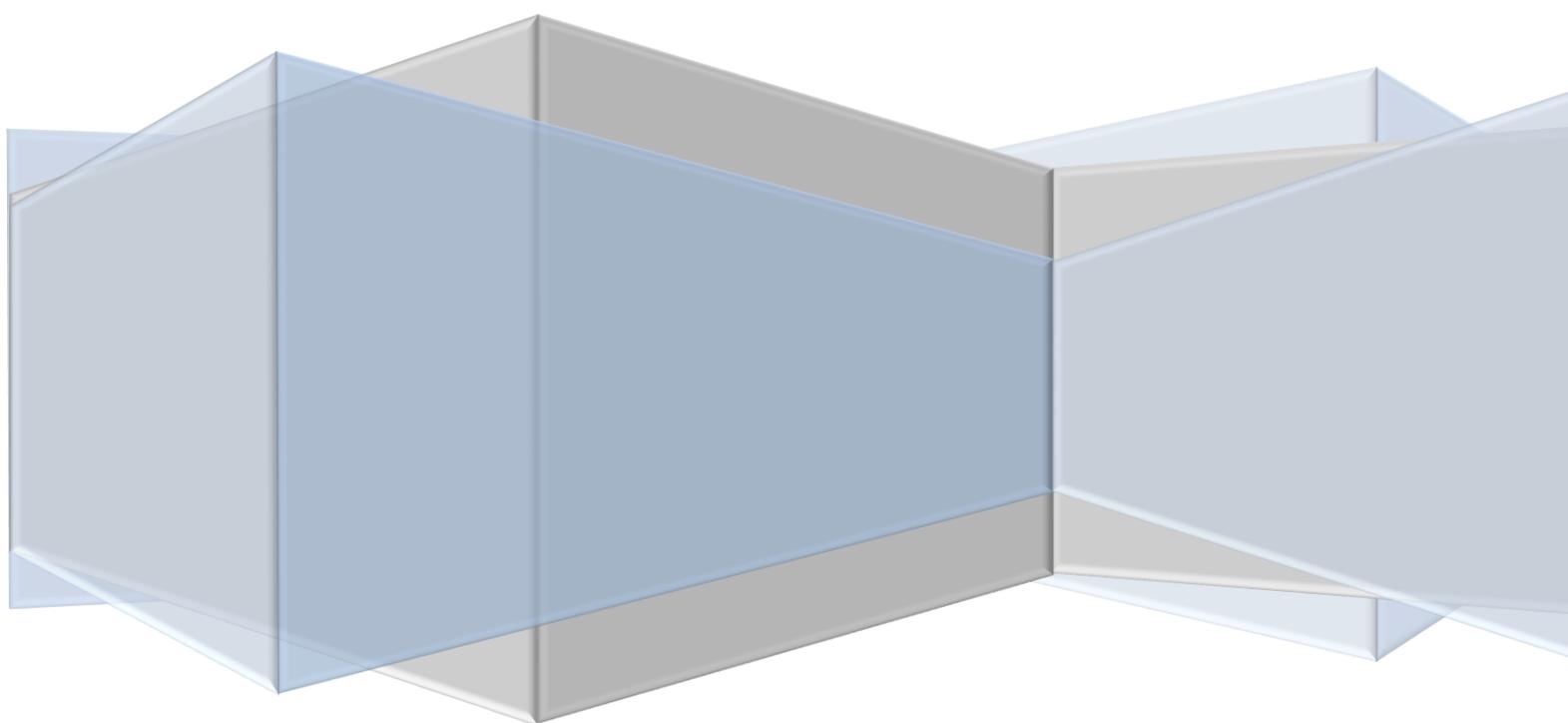


# 新やお改革プラン

～改革と成長の好循環をめざして～



令和元年(2019年)11月

八尾市

# 目次

I. 八尾市の行財政運営の現状について.....	2
1. これまでの行財政改革の取り組み.....	2
2. 財政状況.....	3
3. 職員数の状況.....	5
II. さらなる改革の必要性.....	7
1. 少子高齢化と人口減少について.....	7
2. 中期財政見通し.....	9
3. 市民と職員の意識.....	11
III. 基本的な考え方.....	13
1. 目的.....	13
2. 取り組みの視点.....	13
3. 推進期間.....	14
4. 取り組み目標.....	14
5. 推進体制.....	14
IV. 取り組みの方向性と項目について.....	15
1. さらなる選択と集中とスクラップ&ビルド.....	15
2. 様々な主体との協働による事業の推進.....	15
3. 固定的な経費の縮減.....	16
4. 職員が能力を発揮できる環境整備と効率的な体制の構築.....	16
5. 新たな歳入の創出.....	17
V. おわりに.....	18
VI. 用語集.....	19

# I. 八尾市の行財政運営の現状について

## 1. これまでの行財政改革の取り組み

地方自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されています。

本市では、この法の理念に基づき、限られた財源と人員でその時々における社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、行財政改革に弛みなく取り組んできました。

近年では、平成12年(2000年)8月に「八尾市行政改革大綱」を策定し、以後、平成16年(2004年)9月に「八尾市財政健全化基本方針」、平成18年(2006年)3月に「八尾市集中改革プラン」、平成20年(2008年)2月に「八尾市行財政改革プログラム」を策定した後、これらを包含し、1つに整理したものとして平成23年(2011年)6月に「第2期八尾市行財政改革プログラム」を策定し、これに基づく第2期行財政改革アクションプログラムに計上した具体的な取り組みを推進しました。

また、平成27年(2015年)6月に「八尾市行財政改革指針(以下「指針」という。)」を策定し、施策の推進において優先順位を意識した「選択と集中」を行うとともに、「行政や財政の仕組み」や「行政の仕事の仕方」を変えることに焦点を置いた取り組みをより一層進めていくこととし、指針を具体化するものとして平成28年(2016年)8月に「八尾市行財政改革行動計画」を策定し、持続可能な行財政運営を実現するため、オール八尾市として一丸となり、取り組みを進めてきたところです。

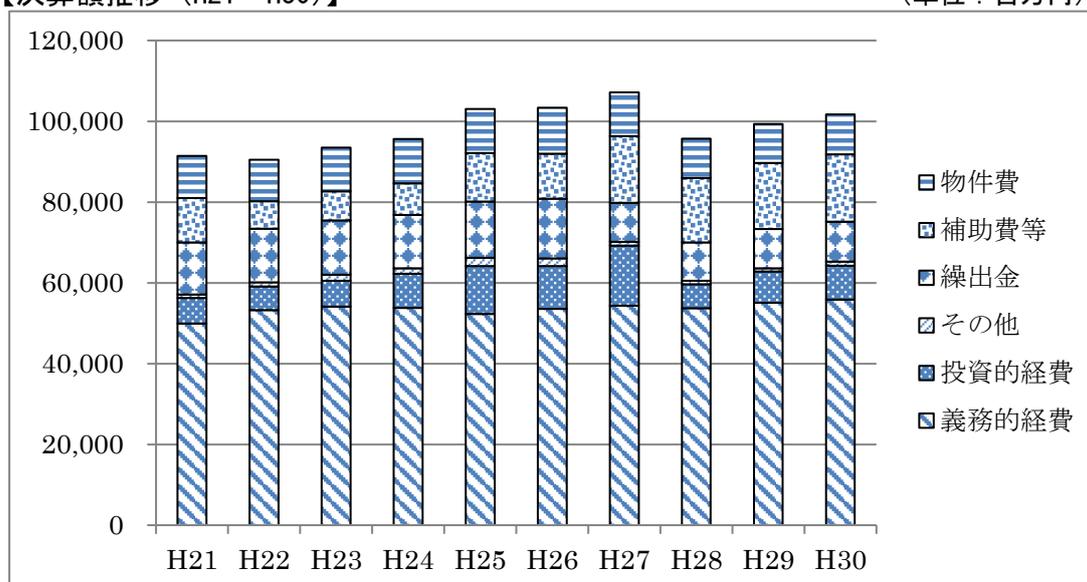
※八尾市行財政改革行動計画については、計画期間が令和2年度(2020年度)までとなっていますが、本計画の策定により、整理・再編することとし、引き続き取り組むべきものは改めて本計画に基づく具体的な取り組みとして計上することとします。

## 2. 財政状況

近年の本市の財政状況は、平成 26 年度（2014 年度）と平成 27 年度（2015 年度）に続けて多額の基金を取り崩すなど、厳しい時期もありましたが、平成 30 年度（2018 年度）決算では改善基調にあり、財政調整基金及び公共公益施設整備基金の基金残高について、60 億円を確保しました。一方で、経常収支比率は、平成 30 年度（2018 年度）に 100%を下回る結果となりましたが、依然として高い水準にあり、また、扶助費等の義務的経費は増加傾向にあります。扶助費については高齢化の進行のほか、他分野においても、国の新たな制度拡充等により、住民福祉の向上に繋がる一方で、地方自治体における財政負担も一定あることから、市の歳出は今後も増加することが予測されます。また、公債費についても、公共施設やインフラの多くの老朽化が進む中、今後はこれらの大規模修繕や設備更新、維持管理等に多大なコストを要することが予測され、八尾市公共施設マネジメント基本方針等に基づいた計画的なライフサイクルコストの縮減等に取り組む必要があります。

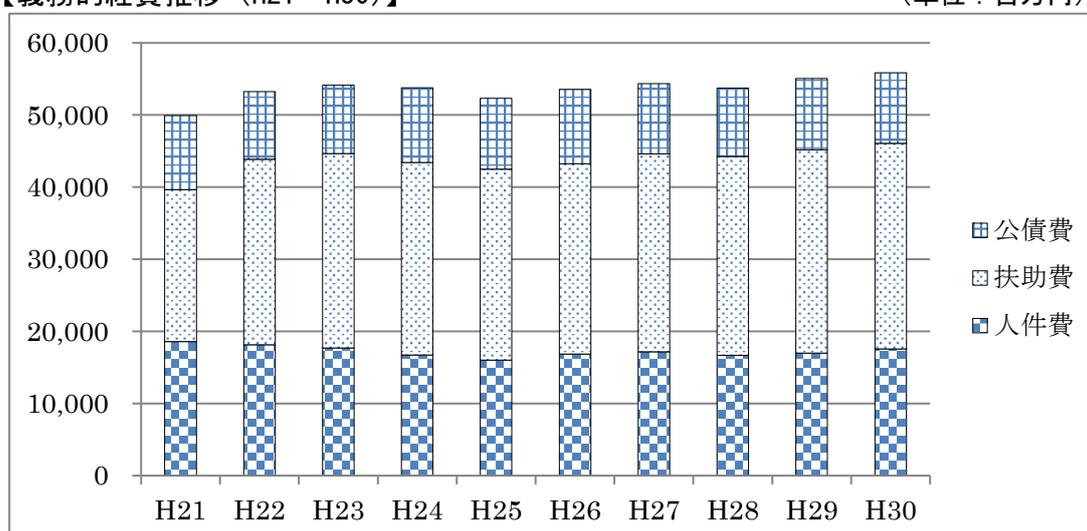
【決算額推移（H21～H30）】

（単位：百万円）



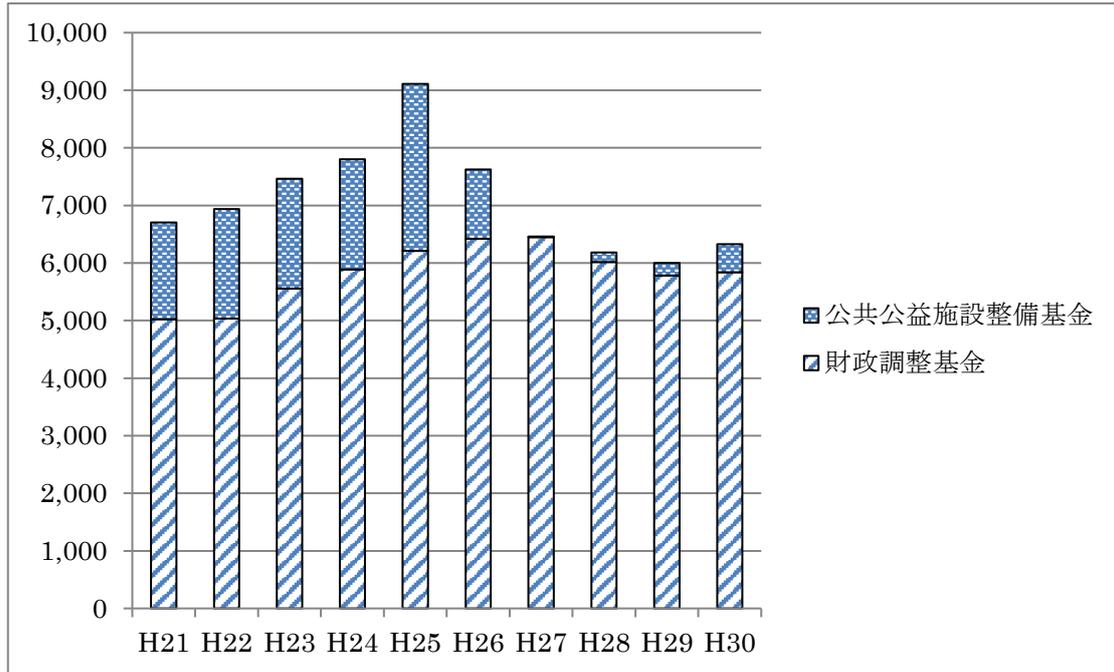
【義務的経費推移（H21～H30）】

（単位：百万円）

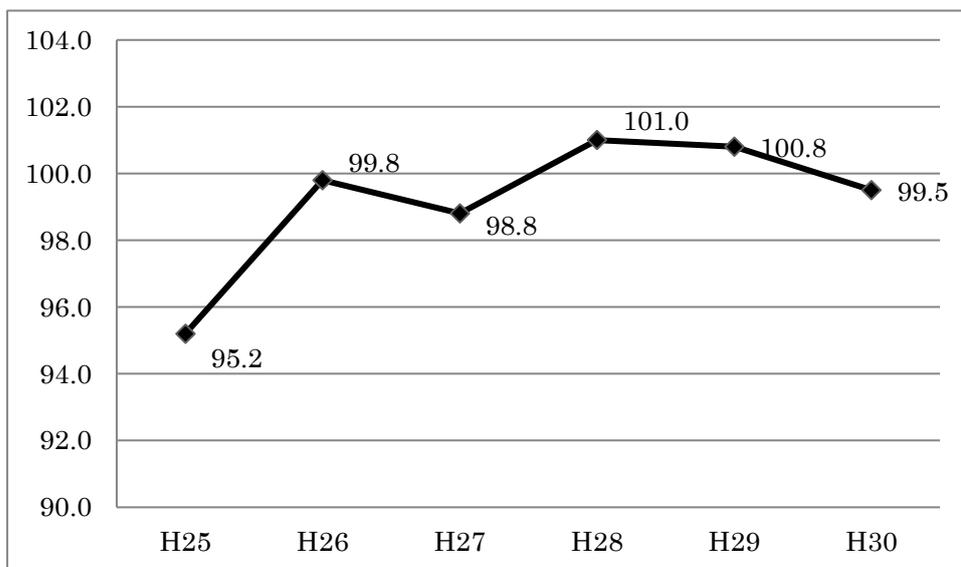


【基金残高推移 (H21~H30)】

(単位：百万円)



【経常収支比率 (H25~H30)】



### 3. 職員数の状況

職員数については、平成 18 年（2006 年）3 月に策定した「八尾市集中改革プラン」に基づく第二次定員適正化計画による見直しや、平成 28 年（2016 年）8 月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」に基づく行政職の採用抑制のほか、指定管理者制度や窓口委託の導入などの公民協働の推進等により、定員の適正化と行政のスリム化に取り組んできました。

一方で、地方分権改革の流れの中で、地方分権一括法や大阪版地方分権推進制度に基づく国・府からの事務移譲や、中核市への移行による保健所の設置等により、よりきめ細やかな市民サービスの提供を進めるにあたり、職員数全体は近年増加傾向にあり、また、普通会計部門における類似団体の人口 1 万人当たりの職員数との比較において、本市は平均値を上回っている状況にあります。

#### 【部門別職員数の推移（H21～H30）】

（単位：人）

区 分 部 門			職 員 数（各年度 4 月 1 日時点）									
			H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
普 通 会 計	福 祉 関 係 を 除 く 一 般 行 政	議 会	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
		総務・企画	288	294	301	309	293	294	313	305	297	298
		税 務	75	75	76	75	77	77	77	75	72	67
		労 働	3	2	2	2	3	3	2	5	5	5
		農林水産	7	6	5	6	6	6	7	6	6	6
		商 工	16	16	16	17	17	18	17	15	13	14
		土 木	170	163	173	170	177	176	175	170	155	147
		小 計	574	571	588	594	588	589	606	591	563	552
	福 祉 関 係	民 生	335	313	321	324	334	354	365	367	365	382
		衛 生	226	223	249	255	253	261	280	293	317	353
小 計	561	536	570	579	587	615	645	660	682	735		
一般行政部門計			1,135	1,107	1,158	1,173	1,175	1,204	1,251	1,251	1,245	1,287
教 育			233	211	192	187	177	182	180	184	172	169
消 防			243	242	245	249	256	258	256	253	255	253
普通会計計			1,611	1,560	1,595	1,609	1,608	1,644	1,687	1,688	1,672	1,709
公 営 企 業 等 会 計	病 院 水 道 下 水 道 そ の 他	病 院	426	429	428	442	458	469	469	479	488	499
		水 道	105	98	93	88	84	83	77	81	79	79
		下 水 道	59	57	51	47	47	46	48	49	43	41
		そ の 他	63	64	52	50	53	53	53	49	52	49
	公営企業等会計部門計			653	648	624	627	642	651	647	658	662
総 合 計			2,264	2,208	2,219	2,236	2,250	2,295	2,334	2,346	2,334	2,377

【人口1万人当たり職員数（普通会計部門）の類似団体比較】

（単位：人）

	住基人口 (H30. 1. 1)	職員数 (H30. 4. 1)	人口1万人当たり 職員数
八尾市	267, 642	1, 709	63. 85
中核市(全体)	20, 770, 019	129, 038	62. 13

総務省「類似団体別職員数の状況（平成30年（2018年）4月1日現在）」より抜粋

【職種別職員数（全部門）の推移（H21～H30）】

（単位：人）

職種	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
行政職	1,226	1,198	1,192	1,188	1,187	1,211	1,238	1,229	1,207	1,218
技能労務職	235	218	235	237	236	244	251	266	266	267
医療職	457	458	460	479	492	505	513	525	538	569
消防職	243	242	245	250	256	258	258	255	257	256
教育職	103	92	87	82	79	77	74	71	66	67
合計	2,264	2,208	2,219	2,236	2,250	2,295	2,334	2,346	2,334	2,377

また、近年は上記の職員数の算定外となる非正規職員及び短時間勤務職員数も、育児休業取得者の代替要員や放課後児童室指導員の増加等により、全体として増加傾向にあり、令和2年度（2020年度）からの会計年度任用職員制度の導入による人件費の増加も想定され、職員の適正配置について引き続き精査する必要があります。

【非正規職員及び短時間勤務職員数（全部門）の推移（H21～H30）】

（単位：人）

職種	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
嘱託員	382	364	343	335	339	330	324	319	338	350
非常勤嘱託職員	146	151	165	169	173	187	195	216	257	281
臨時的任用職員	306	333	335	365	363	360	370	355	368	370
任期付短時間職員	—	—	—	10	20	45	73	93	119	136
再任用短時間職員	79	98	123	111	105	110	109	94	81	62
合計	913	946	966	990	1,000	1,032	1,071	1,077	1,163	1,199

## Ⅱ. さらなる改革の必要性

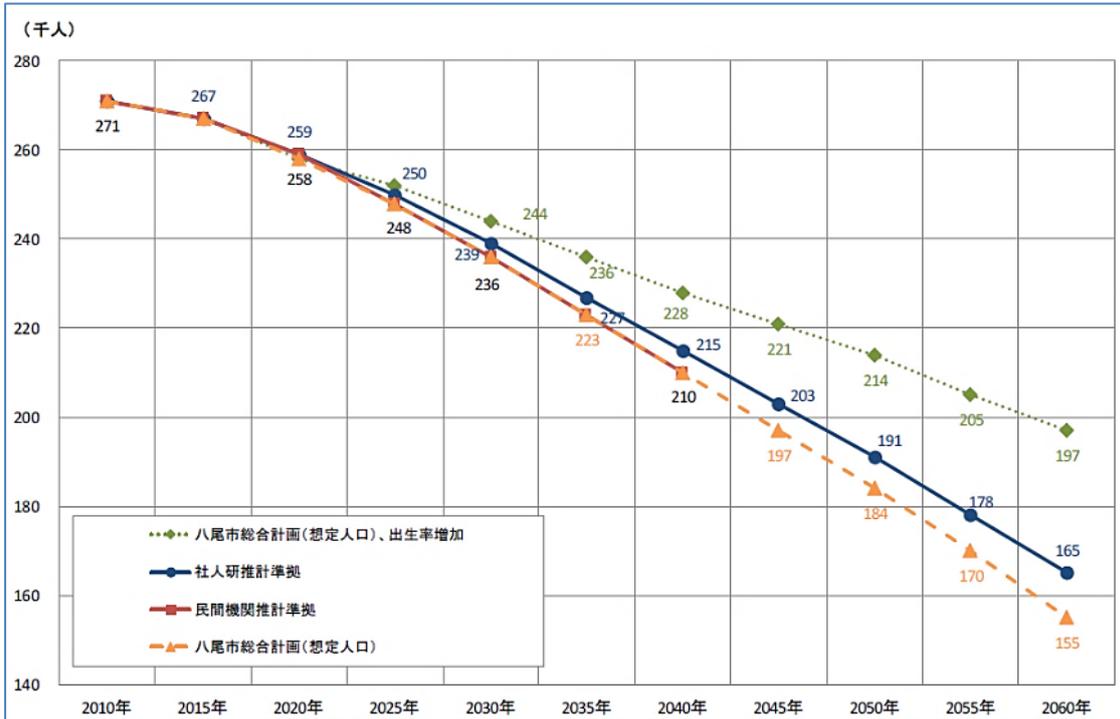
### 1. 少子高齢化と人口減少について

我が国の人口は、昭和 20 年代以降、昭和 42 年（1967 年）には初めて 1 億人を超えるなど、右肩上がり増加を続けていましたが、出生率の低下により、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークとして減少傾向に転じたのち、現在は本格的な人口減少時代に突入しています。本市も例外ではなく、昭和 55 年（1980 年）に 27 万人を超えて以降、安定的に推移してきたものの、平成 26 年（2014 年）に 27 万人を下回り、国立社会保障・人口問題研究所の推計では今後も人口減少は続いていく状況となっています。

一方で高齢者数は増加傾向にあり、少子高齢化と人口減少、とりわけ生産年齢人口の減少が同時に進むことで、税収の減少と社会保障費の増大をもたらす懸念があり、今後、本市が持続可能な行財政運営を進めるにあたって避けることのできない大きな課題となっています。

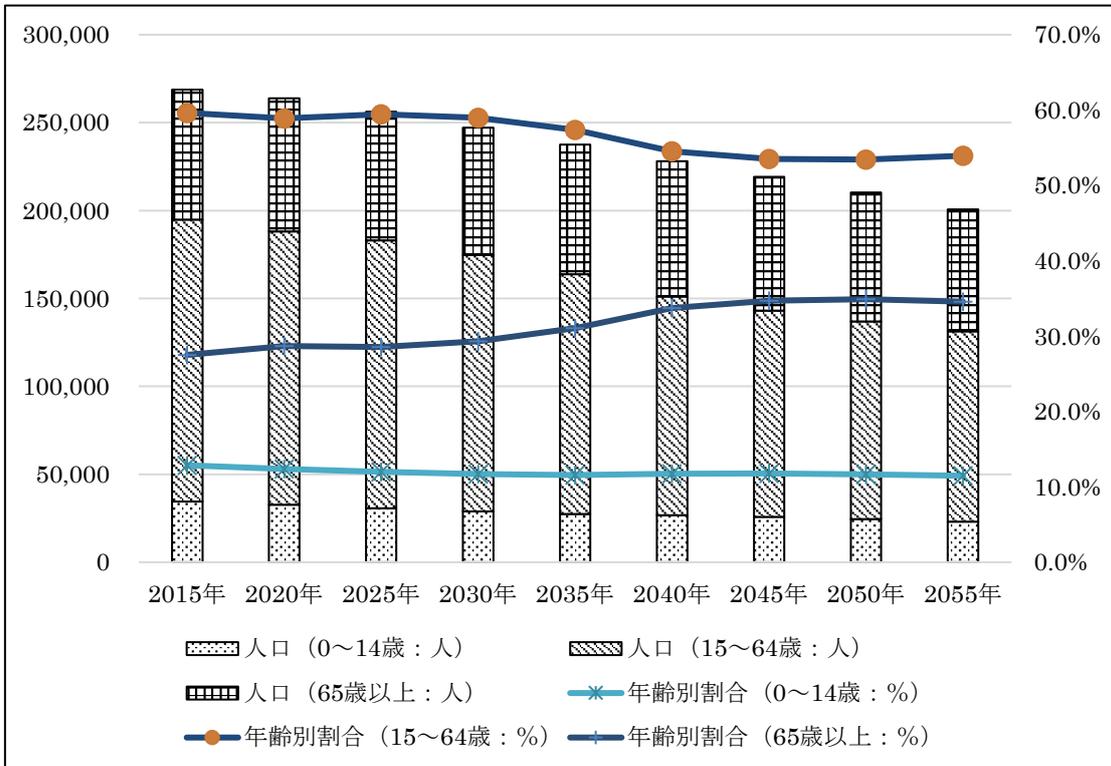
この点については、総務省が設置した「自治体戦略 2040 構想研究会」における報告において、団塊の世代及び団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年頃を見据えた自治体戦略の必要性と発生しうる様々な課題等についてまとめられています。その中では、国全体としての労働力不足等により、職員数と地方税収が減少する中で、社会保障費と公共施設・インフラの更新等にかかる経費の増大への対応等が想定され、持続可能な行政体制を構築し、市民サービスを持続的、かつ安定的に提供していくためには、AI やロボティクス等の新たな技術の活用や、新たな公共私協力の構築など、限られた経営資源で困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要があるとされており、国と地方自治体双方が、迫りくる危機を十分に認識したうえで、課題を先送りせず取り組むことが求められています。

【八尾市の人口の長期的見通し】



平成28年（2016年）3月「八尾市人口ビジョン・総合戦略」より抜粋

【人口と年齢別人口割合の推移】



国立社会保障・人口問題研究所推計値を加工

## 2. 中期財政見通し

平成30年度（2018年度）の決算では、実質収支が黒字となり、年度末の財政調整基金及び公共公益施設整備基金の基金残高も約63億円となっていますが、令和4年度（2022年度）までの中期財政見通しでは、令和元年度（2019年度）以降、人件費や扶助費、補助費等の増加により基金取り崩しが発生し、令和4年度（2022年度）末には残高が大きく減少する見通しとなっています。

（単位：百万円）

		H30 (決算)	R1	R2	R3	R4
歳 入	市税	38,614	39,044	38,983	38,273	38,552
	譲与税・交付金	6,196	6,549	7,379	7,823	7,823
	地方交付税	11,385	12,150	12,182	12,523	12,244
	国庫・府支出金	30,111	31,380	32,475	33,076	33,798
	繰入金	260	288	288	288	288
	市債	11,524	7,720	9,174	12,764	8,184
	その他	4,443	4,709	3,842	3,842	3,842
	<b>合計(A)</b>	<b>102,532</b>	<b>101,840</b>	<b>104,323</b>	<b>108,589</b>	<b>104,731</b>
歳 出	義務的経費	55,858	56,773	57,682	57,851	58,759
	人件費	17,579	17,988	18,388	18,374	18,221
	扶助費	28,521	29,912	30,246	30,187	30,147
	公債費	9,758	8,873	9,048	9,290	10,391
	一般行政経費	37,449	40,055	41,429	42,316	43,587
	うち物件費	9,826	11,026	11,075	11,075	11,075
	うち補助費等	16,690	17,769	19,039	19,805	20,810
	うち繰出金	9,886	10,176	10,605	10,726	10,992
	投資的経費	8,371	5,259	6,283	10,592	3,993
	<b>合計(B)</b>	<b>101,678</b>	<b>102,087</b>	<b>105,394</b>	<b>110,759</b>	<b>106,339</b>
歳入歳出差引額 (C)=(A)-(B)		854	▲ 247	▲ 1,071	▲ 2,170	▲ 1,608
翌年度へ繰越すべき財源 (D)		107	0	0	0	0
基金の取崩し (E)		0	247	1,071	2,170	1,608
実質収支 (F)		747	0	0	0	0
基金の積立 (G)		327	525	0	0	0
年度末基金残高(H)		<b>6,324</b>	<b>6,602</b>	<b>5,531</b>	<b>3,360</b>	<b>1,752</b>
財政調整基金		5,840	6,118	5,047	2,876	1,268
公共公益施設整備基金		484	484	484	484	484

## ▽ 中期財政見通しの前提条件について

### 歳入

地方交付税をはじめ、地方財政に重要な意味を持つ「経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年（2019年）6月21日閣議決定）」において、前年度方針が踏襲され「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度までにおいて、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされています。

したがって、令和元年（2019年）10月以降の消費税率の引き上げに伴い、それぞれの費目で増減の影響がありますが、歳入の根幹である市税、譲与税・交付金、地方交付税について、国の地方財政計画と密接に関連していることから、必要となる一般財源の総額は確保されるという前提条件で見込みます。

市税については、過去の増減率の実績を参考に見込むとともに、税制改正、固定資産税の3年に1度の評価替え等の影響を考慮し見込みます。

譲与税・交付金については、令和2年度（2020年度）以降、地方消費税交付金の増等を見込みます。

地方交付税については、市税・交付金等の収入見込額、公債費等の基準財政需要額への算入分を考慮し見込みます。

国庫・府支出金については、医療、介護、障害者自立支援、保育給付費等の社会保障関係経費の増加に伴い、国庫・府費補助負担金も増加していくものと見込みます。

市債については、今後予定されている投資的経費の充当財源として見込むとともに、交付税の振替財源である臨時財政対策債について、普通交付税と連動し見込みます。

また、その他の歳入については、令和元年度（2019年度）を基本に、幼児教育・保育の無償化に伴う保育料の減等を見込みます。

### 歳出

人件費については、令和2年度（2020年度）より導入される会計年度任用職員制度、定年退職等に伴う退職手当、定期昇給、退職者の補充のための新規職員の採用等に伴う人件費を見込みます。

扶助費については、老人福祉、障害福祉、児童福祉、生活保護等の過去の増減率の実績を参考に見込むとともに、幼児教育・保育の無償化の影響等を考慮し見込みます。

公債費については、平成30年度（2018年度）までに発行済みの市債に加え、令和元年度（2019年度）以降に発行見込みの市債にかかる元利償還金を見込みます。

物件費については、令和元年度（2019年度）を基本に、令和元年（2019年）10月以降の消費税率の引き上げに伴う増加等を見込みます。

補助費等については、病院、水道、下水道の企業会計に対する繰出金、障害者自立支援費等の過去の増減率の実績を参考に見込むとともに、令和元年（2019年）10月以降の消費税率の引き上げに伴う増加を見込みます。

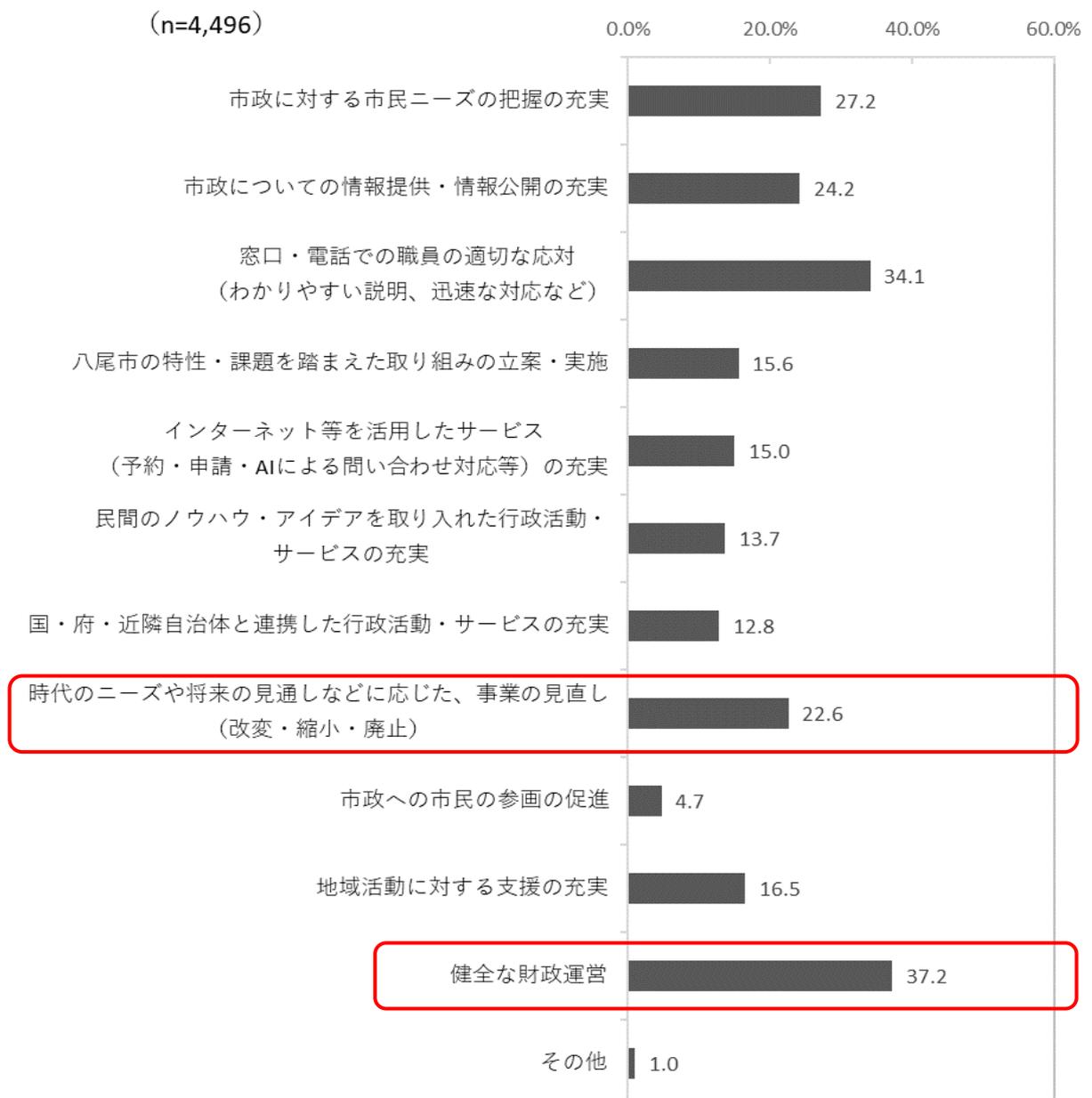
繰出金については、各特別会計への繰出金の過去の増減率の実績を参考に見込むとともに、高齢化の進展による影響等を考慮し見込みます。

投資的経費については、都市整備事業、住宅整備事業、学校教育施設整備事業、文化会館改修事業、その他施設整備事業において、今後予定している事業費を見込みます。

### 3. 市民と職員の意識

平成31年（2019年）3月に発行した「未来の八尾1万人意識調査報告書」において、より良い市政の実現をめざすために期待する取り組みとして、最も実現を期待されているものが「健全な財政運営」という結果（37.2%）になっています。また、「時代のニーズや将来の見通しなどに応じた、事業の見直し（改変・縮小・廃止）」についても22.6%と他の項目との比較で高い割合となっており、健全な財政運営や必要な事業の見直しに対して、市民は高い期待を持っている結果となっています。

#### より良い市政の実現のために期待する取り組み ※3つまで

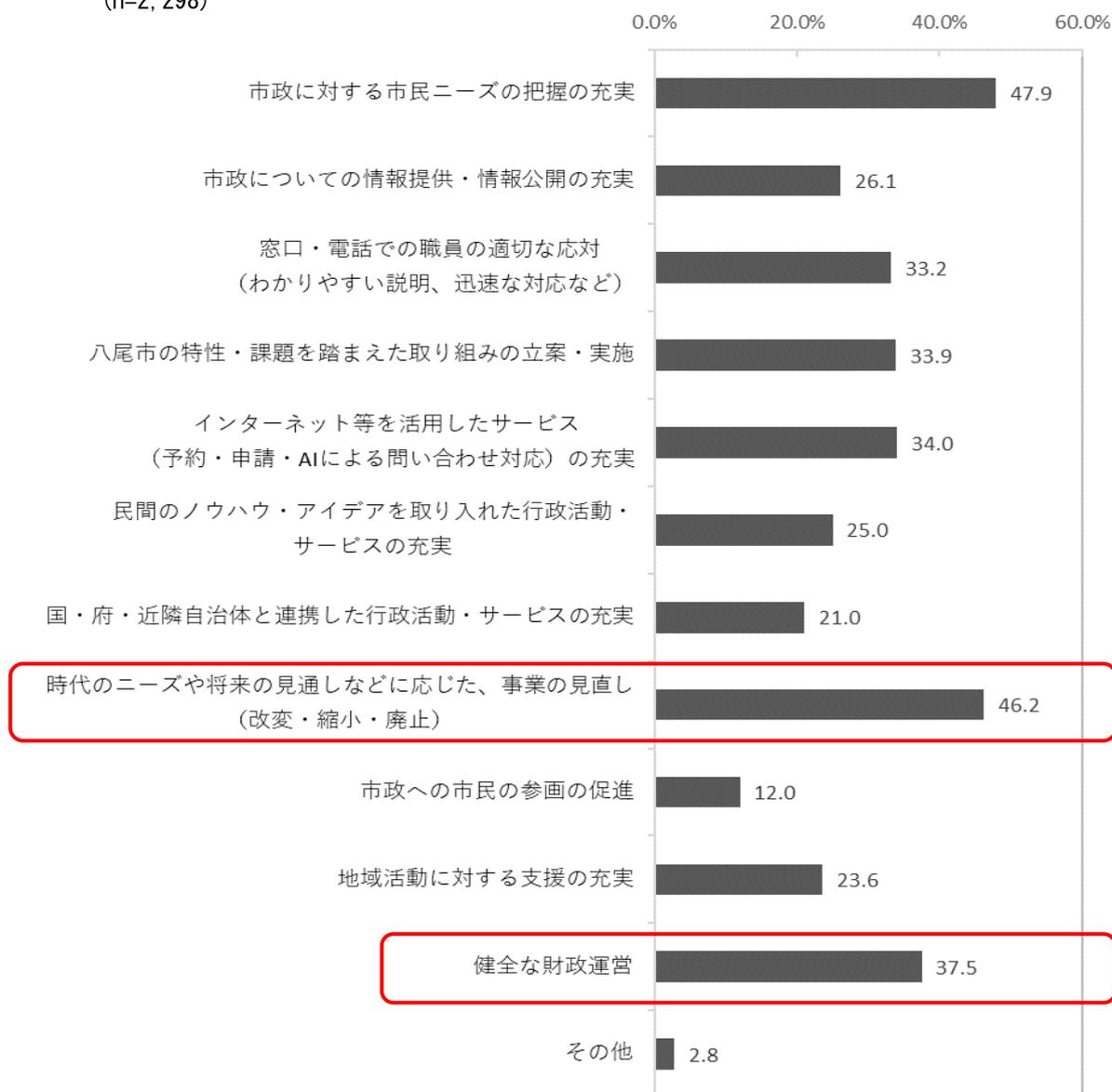


平成31年（2019年）3月発行「未来の八尾1万人意識調査報告書」より抜粋

一方で、同時期に市職員の意識を調査した「八尾市職員意識調査報告書」において、前記と同様の設問について「時代のニーズや将来の見通しなどに応じた、事業の見直し（改変・縮小・廃止）」が46.2%と2番目に高い割合となっており、「健全な財政運営」も37.5%と3番目に高い割合となっています。

### より良い市政の実現を目指すために特に必要だと思う取り組み ※5つまで

(n=2,298)



平成31年（2019年）3月発行「八尾市職員意識調査報告書」より抜粋

これらの調査結果から、市民・職員ともに健全な財政運営や事業の見直しの必要性について、共通の認識を持っており、持続的な行財政運営を実現するために行財政改革を進めることは、行政の責務であるとともに、市民の期待に応えることにつながると考えられます。

## Ⅲ. 基本的な考え方

### 1. 目的

人口が増加あるいは安定していた時代から、人口減少と少子高齢化が同時に進むという今まで誰もが経験したことのない新たな局面へと時代が転換する中、より限られた財源と人員で多様化する行政需要に対応し、持続可能な行財政運営を実現するためには、今まで以上の行財政改革の取り組みが必要となります。

時代の変化や将来の見通しなどを見極め、行財政運営の最適化を図り、改革を推進することにより、新たな財源に加えて職員のマンパワーを創出することで、人口減少時代においても多様化する行政需要への対応や、次世代を担う子どもたちが大切にされるまちづくりをはじめとした未来に向けた新たな投資を可能とし、まちの成長につなげる。この「改革と成長の好循環」を実現することにより、より多くの人に選ばれたまち、暮らし続けたいまちをめざします。

### 2. 取り組みの視点

本計画では、特に以下の視点を重視し、取り組みを推進することとします。

#### (1) さらなる改革への着手

市を取り巻く現状や将来的な状況等も踏まえ、より経営的な観点から、事業の必要性や手法の妥当性等について分野を問わず大胆な見直しを行い、コスト削減とサービス向上が期待できるものについては積極的に民間活力の活用を推進するなど、さらなる改革へ着手します。

#### (2) 新たな財源と職員のマンパワーの創出

多様化する行政需要に対応するためには、新たな事業の実施に要する財源に加えて事業を企画・立案・遂行する職員のマンパワーが必要です。

これらを新たに創出するため、既存事業の見直しを進めるとともに、一人一人の職員が持つ能力を最大限発揮できるよう、業務や組織体制の効率化等を徹底的に進めます。

#### (3) 未来を見据えた改革

人口減少と少子高齢化は当面の間、続くことが想定される中、未来を見据えた中長期的な視点での行財政運営が必要となります。

本計画においては、推進期間内に短期的に財源創出等の効果が見込まれるものだけでなく、推進期間内では検討に留まるものであっても、早期に検討に着手することで、将来的な体制の効率化や財政負担の軽減等につながるが見込まれるものについても、積極的に取り組みの検討を進めます。

### 3. 推進期間

本計画の推進期間は令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）にかけての4年間とします。

なお、前述したように将来負担の軽減に向けた取り組みの検討が必要なものは、本計画の推進期間にて検討を開始します。

### 4. 取り組み目標

中期財政見通しでは、令和4年度（2022年度）までの間に基金を大きく取り崩す状況となりますが、本計画にかかげる「改革と成長の好循環」を将来に渡り実現するため、本計画の推進により、新たな財源とマンパワーを創出し、未来に向けた必要な投資を行うとともに、未来を見据えた改革への着手を進めながら、計画期間最終年度である令和4年度（2022年度）末の基金残高を40億円に維持することを目標とします。

### 5. 推進体制

市長を本部長とする行財政改革推進本部を全体的な方向性等を決定する機関とし、各部局においては、各部局行財政改革推進会議を設置し、部局長や所属長、各部・課・係の行政改革推進員等がそれぞれの役割のもと、取り組みの検討と推進を行うものとします。

また、部局横断的な課題への対応については、必要に応じて関係する部局等により検討会議を設置する等、全庁的な検討を進めることとします。

## IV. 取り組みの方向性と項目について

本計画の構成は、以下の5つの方向性と取り組み項目とし、項目ごとに具体的な取り組みについての検討と推進を図ることとします。

### 1. さらなる選択と集中とスクラップ&ビルド

新規事業の財源は可能な限り既存事業の見直しにより捻出するとの考えのもと、事業の廃止・縮小等の検討を行うとともに、今後、新たに予定している施設整備等の必要性や規模、実施時期等について見直し、新たな財源や職員のマンパワーの創出につなげます。

#### (1) 社会状況の変化等を踏まえた事業の廃止・縮小等

社会状況の変化等により、市民ニーズが低下しているもの、民間事業者が類似サービスを提供するようになっているものなど、市が実施する必要性が低下している事業のほか、他市状況や国・府の制度改正、包括外部監査の指摘等から事業のあり方見直しの必要が生じている事業等について、廃止又は事業規模の縮小等を検討することとします。また、限られた財源と人員の中で、施策・事業の優先順位を踏まえて分野を問わず事業規模の見直しや必要性を検討します。

#### (2) 公の施設・インフラ整備の見直し

新たに設置・整備・改修等を予定している施設やインフラ等について、その必要性や規模、実施時期、手法について抜本的な見直しを行います。また、既存施設等についても、必要性の見直しを行います。

### 2. 様々な主体との協働による事業の推進

外部委託をはじめとする公民協働や他の自治体との広域連携等を推進し、いわゆるフルセット主義の見直しなど行財政運営の最適化を図ります。

#### (1) 公民協働の推進

国が取りまとめをしている地方行政サービス改革の各市の取組状況や、外部委託等の実施を基準財政需要額の算定基礎としているトップランナー方式の対象となっている業務を中心に、フルコストの観点から効果が見込めるものについて外部委託化等を推進するとともに、公民協働にかかる市全体としての考え方について整理し、また、民間事業者等の協力による行政課題の解決やまちの成長につながる取り組み等について検討を行います。

#### (2) 広域連携による事務処理の効率化

地方自治法上の事務の共同処理制度の活用検討や広域連携による処理で効率化が進むものについて検討を行います。

### (3) 外郭団体の見直し

外郭団体の総点検等により、外郭団体に求められる役割や団体そのもののあり方、団体の自主性・自立性の観点から市の関与のあり方等について見直し、団体のパフォーマンス向上等を図るとともに、外郭団体を含めたオール八尾市として事業のあり方の見直し・最適化を図ります。

## 3. 固定的な経費の縮減

施設の維持管理経費や義務的経費など、固定的に発生し、将来的に増大しうる経費について、投資的経費の圧縮や効率的な組織体制の構築等により縮減を図ります。

### (1) 施設の管理運営コストの縮減

施設設置時からの社会状況の変化等により、市として保有すべき必要性が低下した施設の廃止・民営化等の検討や、施設の管理運営コストを踏まえ、複数の施設を取りまとめた包括管理委託、光熱費の調達手法の見直し等によるコスト縮減を図ります。

### (2) 公債費等の義務的経費の縮減

投資的経費の圧縮による将来的な公債費の抑制のほか、公民協働の推進や効率的な組織体制の構築等により、義務的経費の縮減を図ります。

## 4. 職員が能力を発揮できる環境整備と効率的な体制の構築

限られた人員で高まる行政需要に対応するため、業務の効率化を推進するとともに、政策立案、市民との対話や調整など、職員が注力すべき業務において能力を最大限発揮できる環境を整備し、市民サービスの向上と職員のモチベーションの向上を図ります。

### (1) 新たな技術の活用等による生産性等の向上

さらなる業務執行の効率化を図るため、業務フローの抜本的な見直しやA I・R P Aなど新たな情報技術の活用による事務の効率化の取り組みについて検討し、単純作業をはじめとする業務量を縮減します。

### (2) 効率的な組織体制の構築と組織力の強化

管理職・監督職数の見直し、定員管理の適正化、超過勤務の縮減等を図るとともに、人事評価制度の見直しによる職員のモチベーション向上など、限られた職員数で安定的かつ効率的な市民サービスの提供を可能とする組織体制について検討を行います。また、これまで取り組んできた組織マネジメント、コンプライアンス、内部統制等の充実により、組織力の強化を図ります。

## 5. 新たな歳入の創出

事業実施にかかる新たな財源の確保や、中長期的な観点での歳入創出、市有資産の整理・売却・貸付等、歳入確保等について積極的に検討します。

### (1) 新たな歳入の創出

クラウドファンディング等、事業実施にかかる新たな財源の確保策について検討するとともに、市内経済の好循環等により新たな歳入（税収）につながる方策について、中長期的な観点での取り組みも含め、検討を進めます。

### (2) 市有資産の整理・売却・貸付等

施設跡地等について、将来的な活用の可能性を整理・検討し、歳入確保の観点から、不要な物件について積極的に売却や貸付等を進めます。

## V. おわりに

本市では、これまでも弛みなく、その時々において必要な改革に職員の知恵と工夫と努力、そして市民の皆様との理解と協力を得ながら取り組み、様々な課題を乗り越え、市民サービスの充実と持続可能な行財政運営の両立を実現してきました。

しかしながら、先を見通した場合には、決して楽観視できる状況ではなく、特に今後、急速に進むことが想定される人口減少は、いまだ誰もが直面したことの無い、極めて困難な課題であり、官民間問わず様々な研究機関等でこの危機的状況をいかに乗り越えるべきか、分析と検討が進められています。

そして、特に市民の皆様にとって最も身近な行政サービスの提供を担う我々基礎自治体は、この難局をいかに乗り越えるか、その責務は大きいものと考えています。

一方で、全てを悲観的に捉えるべきではなく、危機が想定される未来の形は、早期から対応を考えることで、形を変え、また新たな未来をつくることができると考えられます。ただ、その現実を直視せず、漫然とその未来が到来することを待つだけでは、当然乗り越えることはできません。

新たな未来をより良い方向に導くには、スピード感をもって見直しを進めることが重要であり、本計画の策定までの間にも、早期に見直すべきものは先行して既に検討に着手しているものもあります。本計画の策定により、さらに分野を問わず、また未来を見据えて、今できる見直しと、先々に成果の出る改革の種を蒔くことに同時に取り組み、改革の流れを一層加速させる必要があると考えています。

改革には様々な困難をともない、決して簡単なものではありません。しかしながら、現実を直視し、将来世代にいかに負担を残さず、成長を続けながら未来を見据えた行財政運営を進めていくことが、今の時代の市政を担う我々の責務であると考えています。

また、改革を進めるとともに高まる行政需要に対応するためには、さらなる組織力の強化が不可欠です。

新たな時代の転換点において、職員が前を向いて改革に取り組み、その能力を最大限発揮し、市民の皆様により一層信頼される市役所となるよう、組織体制の見直しや必要な環境整備を進めてまいります。

本計画では、「改革と成長の好循環」をめざすことを目的としています。

改革は単に財源や職員のマンパワーを生み出して終わるのではなく、その生み出した経営資源をもって未来のための投資を行い、まちの成長につなげることではじめて本当の成果といえるものです。この「改革と成長の好循環」をめざし、未来のやおのまちが直面するであろう危機を乗り越え、輝けるまちとして成長するための第一歩として、本計画に基づいた改革に積極的に取り組んでまいります。

## VI. 用語集

### ◆あ行◆

#### 大阪版地方分権推進制度

大阪府の権限に属する事務について、地方自治法など現行の法制度の枠組みの中で、市町村からの申し出や大阪府と市町村との協議等により、住民に身近な事務を市町村に移譲するなど、大阪府から市町村への分権を推進し、まちづくりの推進や住民サービスの向上等を図るものです。

### ◆か行◆

#### 外郭団体

行政が直接行うよりも、事業が効率的に行われると期待できる場合に、自治体が出資等により設立に関与し、団体の運営や活動に対する財政的支援等をする公益法人や株式会社などのことをいいます。

#### 会計年度任用職員

平成 29 年（2017 年）5 月改正の地方公務員法及び地方自治法により、令和 2 年（2020 年）4 月からこれまでの嘱託員、非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員（アルバイト）について、原則として一般職である「会計年度任用職員」として任用されることとなりました。

職員の任期は会計年度ごとで、地方公務員法の服務規定が原則として適用され、正規職員のように期末手当等が支給できることとなります。

#### 基金

地方公共団体が特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けた財産のことをいいます。代表的な基金である財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金であり、公共公益施設整備基金は、道路、公園、河川、住宅整備事業、教育施設などの整備事業などの資金に充てるために積み立てる基金です。

#### 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって、合理的に算定した額をいいます。

#### 義務的経費

地方公共団体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のことをいい、人件費・扶助費・公債費の 3 つを指します。人件費は職員の給料など、扶助費は生活保護等の対象者へ支給する費用のことで、公債費は借入金の返済費用のこと

をいいます。

## 行財政改革推進本部

取り組み方針をはじめとした、本市の行財政改革に関する意思決定を行う機関に位置づけているもので、市長を本部長、副市長を副本部長とし、委員は、病院事業管理者、水道事業管理者、教育長、副教育長、管理部門の各部長等によって構成されています。

## 行政改革推進員

本市の行財政改革を全庁的な取り組みとして全職員の参加により進めていくための推進役のことをいいます。各部局行政改革推進員には各部の部次長を、各課行政改革推進員には各課の課長補佐を、各係行政改革推進員には各係の係長級を指名し、各職場において改革と改善の両方向から取り組みを進めています。

## クラウドファンディング

「Crowd（群衆）」と「Funding（財政支援）」を合わせた造語で、不特定多数の人が、他の人々や組織に資金提供や支援などを行うことをいいます。一般的には、インターネットを経由して行われており、手法として「品物や権利を購入して支援する」「寄付を行う」「資金を援助する」などが挙げられます。

## 経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する指標のことをいいます。市税や地方交付税など使い道が自由で毎年度経常的に入ってくる財源のうち、人件費や扶助費など固定的な経費にどれだけ充当されているかを示す比率のことをいいます。100%に近いほど、自由に使える財源の余裕が少なく、財政の硬直化が進んでいることとなります。

## コンプライアンス

法令のほか、倫理や社会的規範などを遵守することをいい、特に地方公務員には、広く法律の知識と高い倫理観や使命感が求められます。

## ◆さ行◆

### 市債にかかる元利償還金

市債とは市が発行する地方債のことで、元利償還金とは返済の際に払う元金と利子のことを指します。この場合は、市債を返済する際に支払う利子を含めた総額のことです。

## 自治体戦略 2040 構想研究会

65 歳以上の高齢者人口が最大となる 2040 年頃の自治体が抱える行政課題を整理し、今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的とした、総務大臣主催の研究会のことです。

## スクラップ&ビルド

古くなった設備等を廃棄し、新しい設備等に置き換えることを指します。自治体においては、新しく組織や事業を立ち上げる際に、同等の既存組織や事業を廃止することをいいます。

## 生産年齢人口

生産活動に従事する 15 歳以上 65 歳未満の人口をいいます。

## ◆た行◆

### 地方行政サービス改革

地方公共団体が民間委託等の推進や情報通信技術を活用した業務の見直しなどに取り組みることにより、厳しい財政状況や少子高齢化等を背景とした行政需要が増加する状況下においても、質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供することを目指すもので、平成 27 年（2015 年）8 月 28 日付の総務大臣通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」により、要請があったものです。

各団体における取り組み状況等については、総務省の調査により取りまとめられ、その調査結果については、全国平均との比較等ができる形で公表することとなっています。

### 地方交付税

国より都道府県・市町村に交付される資金のことで、酒税等の国税の一部を、財政基盤の弱い自治体に配分することで、自治体の財政格差を補うことを目的としています。

地方交付税の種類は、「普通交付税（総額の 94%）」と、災害時などの特別対応のための「特別交付税（総額の 6%）」があります。

### 地方分権一括法

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の略称で、平成 23 年（2011 年）に第 1 次一括法が成立して以降、令和元年（2019 年）5 月 31 日に成立した第 9 次一括法までの間、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲や、地方公共団体への義務付け・枠付けの緩和等が進められました。

※平成 11 年（1999 年）7 月に成立した「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」を指すこともありますが、本稿では前記法律を指すこととします。

### 中核市

全国の指定都市を除いた市で、人口 20 万人以上の市が移行できる都市制度をいいます。移行することで、国や府等が行っていた事務権限を市が持つこととなり、保健衛生や福祉、環境などの分野において、より幅広い行政サービスの提供を市が実施できるようになります。

## 中期財政見直し

社会経済状況や地方財政制度の動向、今後見込まれる人口動態の変化、行政サービスに対する市民ニーズなどを踏まえ、市税や交付税、使用料・手数料などをはじめとする歳入の試算、総合計画に基づき今後展開される施策などを盛り込んだ歳出の試算を行い、中期的な財政収支の見直しを明らかにするものをいいます。

## 定員の適正化

適切な職員の総数を管理し、かつ、全体として最も効率的になるよう職員を各部門に配置するための取り組みのことをいいます。

## 投資的経費

ある特定の経費の支出の効果が、その年の会計年度だけでは終わらずに、固定的な資本の形成に向けられるものを指します。自治体においては、庁舎や道路、学校などの公用施設といった目に見えて将来に残る社会資本を整備するための経費をいいます。

## トップランナー方式

地方交付税について、民間委託や指定管理者制度などで「費用の削減」を先進的に行った自治体を基準に算定することをいいます。自治体の費用削減に関する取り組みを、他の自治体にも波及させることを目的に、「普通交付税」の算定に用いる「単位費用」の部分に導入されました。

## ◆な行◆

### 内部統制

住民の福祉を増進するために、地方公共団体の事務が、法令の定めるところにより、適法かつ正確に行われるとともに、経済性、効率性及び有効性の観点からも適切に執行され、その資産が適切に管理されるように、管理責任者によって組織や事務処理にかかるルール等の環境を整備し、その運用の適正性を確保するための総合的な取り組みのことをいいます。

## ◆は行◆

### 普通会計

総務省が定める会計区分のひとつで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分のことをいいます。

## フルセット主義

個々の自治体が、それぞれ文化・教育・医療・社会福祉といった公共サービスのための施設等を、すべて自前で設置していこうとする考え方をいいます。

## 包括外部監査

地方自治法により、都道府県・指定都市・中核市において、行政体制の整備と適正な予算執行の確保を図るため、自治体における監査機能の独立性・専門性の強化を図る観点から、元々市に置かれている監査委員とは別に、外部の弁護士や公認会計士などの資格を持った専門家が自治体へ監査を実施することを指します。

八尾市では、中核市になる以前より導入し、平成 30 年（2018 年）の中核市移行後は、さらなる体制の強化を図っています。

## ◆ま行◆

### 未来の八尾 1 万人意識調査報告書

住民本位の自治をさらに高め、少子高齢化を克服し、本市の特性や地域の実情に応じた取り組みを進めるため、広く市民の意見を取り入れ、どんな取り組みを充実させていくべきなのかを決める重要な基礎データとして活用するため、将来の八尾市に対する意見や市民の生活意識、満足度、ニーズ及び幸福度等を把握することを目的に平成 30 年（2018 年）に調査した内容を報告書にまとめたものです。

## ◆や行◆

### 八尾市公共施設マネジメント基本方針

公共施設や土木インフラ等（以下「公共施設等」という。）の適正な管理及び老朽化対策が求められる中、公共施設等の今後のあり方について基本的な方向性を示すことで行政サービスの質の向上をめざす指針として位置づけ、策定したものです。

## ◆ら行◆

### ライフサイクルコスト

原価計算の手法で、取得コスト（開発・設計・製造に関わるコスト）だけではなく、物品を取得した後に発生する運用コスト・維持管理費及び廃棄コストにも着目し、発生するトータルコストを集計して、コストマネジメントに役立てようとする考え方をいいます。

自治体においては、もっぱら公共施設を建設してから老朽化し、廃棄（取り壊し）されるまでの総費用を指しています。

## ロボティクス

ロボットを制御するプログラムを作成する情報工学に関する研究を行う学問などを指します。ロボテクノロジーと言い換えることもあります。

## ◆英字◆

### AI（エー・アイ）

「Artificial Intelligence（人工知能）」の略語で、パソコン上の問題解決などの知的行動を、人間に代わってコンピューターに行わせる技術をいいます。

## **RPA（アール・ピー・エー）**

「Robotic Process Automation（ロボットによる業務自動化）」の略語で、デスクワーク（主に定型作業）をパソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念をいいます。平成 28 年（2016 年）頃から日本で導入が始まり、生産性の向上、労働力不足・人手不足を解消するツールとして期待されています。

## 新やお改革プラン

---

令和元年（2019年）11月発行

発行者 八尾市 政策企画部 行政改革課  
〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号  
Tel 072-924-3913  
Fax 072-924-3570  
E-mail [gyoukaku@city.yao.osaka.jp](mailto:gyoukaku@city.yao.osaka.jp)  
八尾市ホームページ <https://www.city.yao.osaka.jp/>

---

刊行物番号 R1-116